

平成 18 年 8 月 31 日

「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案」、「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の提出について

社団法人 第二地方銀行協会

当協会は、金融庁が平成18年8月2日に公表した標記案について、下記の意見を提出いたしました。

記

○ 国民への周知・啓蒙について

(意見)

今回の改正の趣旨・内容については、政府として国民への十分な周知・啓蒙活動を行っていただきたい。

(理由)

今回の改正は、10万円超の現金振込を行う場合には振込依頼人の本人確認が必要になるなど、国民生活に大きな影響を及ぼすものであり、その円滑な実施のためには、国民の十分な理解・協力が不可欠であるが、民間金融機関による周知・啓蒙活動には自ずと限界があるため、国民生活の混乱・トラブルを回避する観点から、政府としても国民に対して十分な周知・啓蒙活動を行っていただきたい。

以 上